

花巻市Instagram運用方針

平成30年9月6日制定

令和5年4月1日改正

(趣旨)

第1 花巻市では、市内の観光スポットやイベント、風景などの写真を用いて情報発信するため、Instagram（Instagram）に花巻市公式アカウントを開設します。

当アカウントは、閲覧者に誤解や混乱が生じないように、下記の方針に従って運用することとします。

(アカウント情報)

第2 運用するアカウントは、次のとおりとします。

アカウント名：花巻市 (city_hanamaki)

アクセス URL：https://www.instagram.com/city_hanamaki

(運用管理者等)

第3 運用管理者、投稿者、運用に関する問い合わせ先は、次のとおりとします。

運用管理者：総合政策部広報情報課長

投稿者：総合政策部広報情報課担当職員及び運用管理者が定める部署の職員

問い合わせ先：総合政策部広報情報課広報係 電話 0198-41-3504

(情報発信の目的)

第4 観光資源が豊富である花巻市を、写真というビジュアル情報を用いて国内・世界に発信することで、花巻市への興味・関心を持っていただき、観光面の活性化や移住・定住に繋げることを目的とします。

(発信する情報の内容)

第5 発信する情報の内容は、次のとおりとします。

(1) 市内の観光スポット及びイベント等に関する情報

(2) 市内の風景などの情報

(3) 市民生活に密接に関連する情報

(4) その他、市が必要と認めた情報

(対応時間等)

第6 投稿は、原則として、土日祝日及び閉庁日を除く平日の執務時間内において不定期に行うものとします。ただし、必要に応じてこれ以外の時間に投稿を行う場合があります。

(コメント等投稿に係る禁止事項)

第7 当アカウントへのコメント等を行うにあたり、下記の事項に該当する内容の投稿を禁止します。禁止行為を行った、又は行う恐れがあると運用管理者が判断した場合は、予告なく投稿の全部又は一部を削除し、利用制限等を行う場合があります。

(1) 法律、法令等に違反する内容又は違反する恐れがある内容

(2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの

- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など市又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
- (6) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反する内容
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) 有害なプログラム等
- (11) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (12) インスタグラム利用規約に反するもの
- (13) その他運用管理者が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページへのリンク

(コメント等に対する返信)

第8 市が投稿した内容に対するコメント等については、原則として個人に返信いたしません。返信が必要な質問や意見については、花巻市ホームページ上のメール送信フォームをご利用ください。投稿内容の錯誤や誤字脱字等にかかる指摘に対しては状況に応じて適切に対応するものとします。

(知的財産権)

第9 当アカウントに掲載している情報(文章、画像、動画等)に関する知的財産権(著作権等全ての権利)は花巻市または原作者に帰属します。

当アカウントの内容について「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた行為を除き、無断で転載等を行うことはできません。ただし、以下については、この限りではありません。

- (1) 当アカウントへのリンク
- (2) インスタグラム上での「シェア」
- (3) インターフェースが連携している他メディアへの情報の同期等

(個人情報の取扱いについて)

第10 当アカウントの運用により取得した個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」に基づき適切に取り扱うこととします。

(免責事項)

第11 花巻市が運用するインスタグラムの免責事項については、次のとおりとします。

- (1) 掲載する情報については細心の注意を払うこととしますが、事業の中止や変更など、やむを得ない理由により事実と異なる結果となることがあるため、投稿の正確性、完全性、有用性を保証するものではありません。
- (2) 当アカウントの利用にあたって発生した直接的、間接的な損失やトラブル等について、花巻市は一切責任を負わないものとします。
- (3) 当アカウントの運用方針及び内容は、適宜見直すものとします。
- (4) インスタグラムの利用方法など技術的なご質問等について、花巻市は一切お答えすることができません。

(成りすましの対応)

第12 花巻市の成りすましを発見した場合は、インスタグラム管理者へ連絡するとともに、花巻市ホームページなどにおいて、成りすましアカウントが存在する旨を告知し、注意喚起を行います。

(その他)

第13 この運用方針に定めるもののほか、必要な事項については、運用管理者が別に定めることとします。

附 則

この運用方針は、平成30年9月6日から適用します。

附 則

この運用方針は、令和5年4月1日から適用します。